

			研修内容	必要な症例数	研修歯科医の指導体制	症例数の数え方	修了判定の評価基準
1.基本的診療能力 ①	(1) 基本的診察・検査・診断・診療計画必修選択	① 患者の心理的・社会的背景を考慮した上で、適切に医療面接を実施する。 ② 全身状態を考慮した上で、顎顔面及び口腔内の基本的な診察を実施し、診察所見を解釈する。 ③ 診察所見に応じた適切な検査を選択、実施し、検査結果を解釈する。 ④ 病歴聴取、診察所見及び検査結果に基づいて歯科疾患の診断を行う。 ⑤ 診断結果に基づき、患者の状況・状態を総合的に考慮した上で、考え得る様々な一口腔単位の診療計画を検討し、立案する。 ⑥ 必要な情報を整理した上で、わかりやすい言葉で十分な説明を行い、患者及び家族の意思決定を確認する。	診療	100例	指導歯科医	①～⑥各項目をすべて行って1症例にカウント	(観察記録) 1. 実施可能である 2. 概ね実施可能である 3. 基本的技能・知識の再確認が必要である 4. 実施できない
	(2) 基本的臨床技能等必修選択	① 歯科疾患を予防するための口腔衛生指導、基本的な手技を実践する。 ② 一般的な歯科疾患に対応するために必要となる基本的な治療及び管理を実践する。 a. 歯の硬組織疾患 b. 歯髄疾患 c. 歯周病 d. 口腔外科疾患 e. 歯質と歯の欠損 f. 口腔機能の発達不全、口腔機能の低下 ③ 基本的な応急処置を実践する。 ④ 歯科診療を安全に行うために必要なバイタルサインを観察し、全身状態を評価する。 ⑤ 診療に関する記録や文書（診療録、処方せん、歯科技工指示書等）を作成する。 ⑥ 医療事故の予防に関する基本的な対策について理解し、実践する。	診療	20例 20例 60例 10例 20例 100例 20例	指導歯科医	症例毎にカウント	(観察記録) 1. 実施可能である 2. 概ね実施可能である 3. 基本的技能・知識の再確認が必要である 4. 実施できない

		研修内容	必要な症例数	研修歯科医の指導体制	症例数の数え方	修了判定の評価基準	
1.基本的 診療能力 等②	(3) 患者 管理必修選 択	① 歯科治療上問題となる全身的な疾患、服用薬剤等について説明する。	カンファレンス・診療	60例	指導歯科医	症例毎にカウ ント	(観察記録) 1. 実施可能である 2. 概ね実施可能である 3. 基本的技能・知識の 再確認が必要である 4. 実施できない
		② 患者の医療情報等について、必要に応じて主治の医師等と診療情報を共有する。	診療	10例			
		③ 全身状態に配慮が必要な患者に対し、歯科治療中にバイタルサインのモニタリングを行う。	診療	10例			
		④ 歯科診療時の主な併発症や偶発症への基本的な対応法を実践する。	診療	10例			
		⑤ 入院患者に対し、患者の状態に応じた基本的な術前・術後管理及び療養上の管理を実践する。	診療	100例			
(4) 患者 の状態に応じ た歯科医療 の提供必修 選択	① 妊娠期、乳幼児期、学齢期、成人期、高齢期の患者に対し、各ライフステージに応じた歯科疾患の基本的な予防管理、口腔機能管理について理解し、実践する。	診療	20例	指導歯科医、日本小児 歯科学会認定医	症例毎にカウ ント	(観察記録) 1. 実施可能である 2. 概ね実施可能である 3. 基本的技能・知識の 再確認が必要である 4. 実施できない	
		② 各ライフステージ及び全身状態に応じた歯科医療を実践する。	診療	20例	指導歯科医		症例毎にカウ ント
		③ 在宅療養患者等に対する訪問歯科診療を経験する。	診療	20例	指導歯科医		症例毎にカウ ント
		④ 障害を有する患者への対応を実践する。	診療	20例	指導歯科医、日本障害 者歯科学会認定医		症例毎にカウ ント

			研修内容	必要な症例数	研修歯科医の指導体制	症例数の数え方	修了判定の評価基準	
2. 歯科医療に関連する連携と制度の理解等①	(1) 歯科専門職の連携必修選択	① 歯科衛生士の役割を理解し、予防処置や口腔衛生管理等の際に連携を図る。	診療	100例	指導歯科医	症例毎にカウント	(観察記録) 1. 実施可能である 2. 概ね実施可能である 3. 基本的技能・知識の再確認が必要である 4. 実施できない	
		② 歯科技工士の役割を理解し、適切に歯科技工指示書を作成するとともに、必要に応じて連携を図る。	診療	20例				
		③ 多職種によるチーム医療について、その目的、各職種の役割を理解した上で、歯科専門職の役割を理解し、説明する。	セミナー・カンファレンス	1回以上				
	(2) 多職種連携、地域医療必修選択	① 地域包括ケアシステムについて理解し、説明する。	セミナー・カンファレンス	1回以上	指導歯科医	症例毎にカウント	(観察記録) 1. 実施可能である 2. 概ね実施可能である 3. 基本的技能・知識の再確認が必要である 4. 実施できない	
		② 地域包括ケアシステムにおける歯科医療の役割を説明する。	セミナー・カンファレンス	1回以上	指導歯科医	症例毎にカウント		
		③ 在宅療養患者や介護施設等の入所者に対する介護関係職種が関わる多職種チームについて、チームの目的を理解し、参加する。	協力型(Ⅱ)臨床研修施設において、訪問診療及び介護施設での多職種チーム研修を実施する。	1回以上	指導歯科医	研修参加毎にカウント	(観察記録) 1. 実施した 2. 実施できない	
		④ 訪問歯科診療の実施にあたり、患者に関わる医療・介護関係職種の役割を理解し、連携する。		1回以上	指導歯科医	研修参加毎にカウント		
		⑤ 離島やへき地における地域医療を経験する。	①協力型(Ⅱ)臨床研修施設においてへき地診療所研修実施 ②総合診療科、歯科口腔外科研修(拳ノ川診療所)においてへき地診療所研修実施	1回以上	指導歯科医	研修参加毎にカウント		
			⑥ がん患者等の周術期等口腔機能管理において、その目的及び各専門職の役割を理解した上で、多職種によるチーム医療に参加し、基本的な口腔機能管理を経験する。	診療	40例	指導歯科医	症例毎にカウント	(観察記録) 1. 実施可能である 2. 概ね実施可能である 3. 基本的技能・知識の再確認が必要である 4. 実施できない
			⑦ 歯科専門職が関与する多職種チーム(例えば栄養サポートチーム、摂食嚥下リハビリテーションチーム、口腔ケアチーム等)について、その目的及び各専門職の役割を理解した上で、チーム医療に参加し、関係者と連携する。	カンファレンス・診療	2回以上	指導歯科医	症例毎にカウント	
	⑧ 入院患者の入退院時における多職種支援について理解し、参加する。	カンファレンス・診療	2回以上	指導歯科医	症例毎にカウント			

		研修内容	必要な症例数	研修歯科医の指導体制	症例数の数え方	修了判定の評価基準	
2. 歯科医療に関連する連携と制度の理解等②	(3) 地域保健必修選択	① 地域の保健・福祉の関係機関、関係職種を理解し、説明する。	セミナー・カンファレンス	1回以上	指導歯科医	研修参加毎にカウント	(観察記録) 1. 実施可能である 2. 概ね実施可能である 3. 基本的技能・知識の再確認が必要である 4. 実施できない
		② 保健所等における地域歯科保健活動を理解し、説明する。	セミナー・カンファレンス	1回以上	指導歯科医	研修参加毎にカウント	
		③ 保健所等における地域歯科保健活動を体験する。	研修協力施設での研修	1回以上	高知市保健所にて実施	研修参加毎にカウント	
		④ 歯科健診を体験し、地域住民に対する健康教育を体験する。	研修協力施設での研修	1回以上	高知市保健所にて実施	研修参加毎にカウント	
	(4) 歯科医療提供に関連する制度の理解必修選択	① 医療法や歯科医師法をはじめとする医療に関する法規及び関連する制度の目的と仕組みを理解し、説明する。	セミナー・カンファレンス	1回以上	指導歯科医	研修参加毎にカウント	(観察記録) 1. 実施可能である 2. 概ね実施可能である 3. 基本的技能・知識の再確認が必要である 4. 実施できない
		② 医療保険制度を理解し、適切な保険診療を実践する。	診療	100例		症例毎にカウント	
		③ 介護保険制度の目的と仕組みを理解し、説明する。	セミナー・カンファレンス	1回以上		研修参加毎にカウント	